

15 政治改革

新型コロナ宿泊・自宅療養者の郵便投票立法

新型コロナウイルス感染症で外出自粛要請を受けた宿泊・自宅療養者等が、その期間中に選挙があった場合に投票できないことについて、2021年4月の国政補欠選挙の折、総務省は、宿泊施設に投票所を設ければ投票できると通知し、自宅療養者についても個別の送迎などの工夫を求めた。しかし多大な事務負担となることから、北海道選管等は特例的に郵便投票を認める法改正を求めた。

こうしたことから立憲民主党は独自の公職選挙法改正案骨子を作成しつつあったが、自民党から各党協議が呼びかけられたため、衆参両院の政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会の理事を中心に協議が行われ、新型コロナに限定して当分の間、郵便等投票を認めることで方向の一一致をみた。ただ、刑罰規定が含まれていること等を考慮すると周知期間が自民案の5日では短すぎるという意見が党内で出され、法案は自民・公明・維新3党提出となり、立憲民主党は周知期間を3か月とする修正案を衆議院で提出した。修正案が否決されたため、原案に反対したものの、法案は可決・成立した。衆参両院の特別委員会で①極めて異例の措置であることに留意する、②周知期間が短いことを踏まえ、迅速かつ十分な周知徹底を図る、③郵便投票には過去に不正があったことに留意し、本人確認が確実になされることに最大限に留意する、などとする附帯決議を行った。

選挙犯罪で起訴された議員の歳費返納を

2019年の参院選で大規模な選挙買収を行った自民党の河井案里元参議院議員と夫の河井克行元衆議院議員・元法務大臣らが勾留中も歳費を受



2021.6.11
インターネット投票推進法案を衆議院に共同提出

け取り、案里元議員は当選無効となつても歳費を返還しないことが国民の政治不信を招いている。

立憲民主党は、現職国会議員等が選挙関係犯罪等で起訴された場合に政治倫理審査会への出席・説明を求めたり、有罪が確定した場合に歳費等を国庫に返納することについて定める「特定犯罪に関する刑事事件に關し起訴された国会議員等に係る政治倫理審査会における審査の特例及び歳費の返納等に関する法律案」、「政党助成法の一部を改正する法律案」をまとめた。

インターネット投票推進法案を提出

憲法の精神に則り、すべての選挙人等の投票の機会を等しく確保するため、立憲民主党は、デジタル政策プロジェクトチームを中心に検討してきた議員立法「インターネット投票の導入の推進に関する法律案」を、204回通常国会に国民民主党と共同出した。

法案はインターネット投票の導入を推進するための基本方針とインターネット投票が満たすべき条件等を定め、なりすまし防止や投票干渉、不正の防止、投票の秘密の保持、記録の保全、システムの安全性・信頼性の確保など、制度上・技術上の課題の検討を求めるプログラム法案である。国政選挙、地方選挙のほか最高裁判所裁判官国民審査、憲法改正国民投票を対象とし、実現すれば、公示翌日から投票日前日まで、いつでも、どこからでも、様々な端末で投票可能となり、利便性が大きく向上する内容のものである。

法案は継続審議となつたが、在外投票や新型コロナ感染症対応部分については早期に実施しつつ、2025年参議院選挙での本格実施を目指す。